

平成27年4月から本格実施の子ども・子育て支援新制度では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についても、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で規定することとされています。

## ○新制度における放課後学童クラブの具体的基準との現状比較

項目	新制度での内容	野々市市の現状
従事する者 [従うべき基準]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の遊びを指導する者」の資格があり、研修(都道府県)を受講した者</li> <li>・資格は、保育士、社会福祉士、教員免許など。</li> <li>※一定の経過措置を検討</li> </ul>	教員若しくは保育士又は児童の保護育成に知識、経験を有する者
員数 [従うべき基準]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</li> </ul>	(本市基準なし) 2～4人の配置となっている。
児童の集団の規模 [参酌すべき基準]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね40人までが適当。</li> <li>・40人を超える場合は、複数のクラブへの分割や複数の児童集団に分けて対応するよう努める。</li> </ul>	定員20人以上 一部で70人のクラブがある。
施設・設備 [参酌すべき基準]	<ul style="list-style-type: none"> <li>①専用室・専用スペース</li> <li>・児童1人あたり1.65㎡以上の面積</li> <li>・生活の場としての機能が十分に確保されること。</li> </ul>	(本市基準なし)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>②その他</li> <li>・静養スペースを設けることが適当。</li> </ul>	(本市基準なし)
開所日数 [参酌すべき基準]	年間250日以上が原則。	年間250日以上(適合)
開所時間 [参酌すべき基準]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日は1日3時間以上。</li> <li>・休日は1日8時間以上。</li> </ul>	(本市基準なし)
その他の基準 [参酌すべき基準]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・保護者・小学校等との連携</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・安全管理</li> <li>・アレルギー対策 など</li> </ul>	(本市基準なし)